

令和4年5月25日
自動車局整備課

自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します
～自動車整備士技能検定規則の一部改正について～

自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士（総合）をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程を見直します。

1. 改正概要

(1) 資格体系の改正

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)	→	一級自動車整備士 (総合) (※) ----- 一級自動車整備士 (二輪)
	一級小型自動車整備士 (※)		
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	→	二級自動車整備士 (総合) (※) ----- 二級自動車整備士 (二輪)
	二級ジーゼル自動車整備士		
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士		
三級	三級自動車シャシ整備士	→	三級自動車整備士 (総合) ----- 三級自動車整備士 (二輪)
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士	→	自動車タイヤ整備士 自動車電気・電子制御装置整備士 (※) 自動車車体・電子制御装置整備士 (※)
	自動車電気装置整備士		
	自動車車体整備士		

(2) その他の改正

- ① 一級の自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。
- ② 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、機械に関する学科を卒業した者と同様に、受験に必要な実務経験年数を短縮する。
- ③ その他、関係する規定について、所要の改正を行う。

2. スケジュール

公布：令和4年5月25日

施行：令和4年5月25日（（2）②）

※施行日以降に実施する試験について、適用する

令和9年1月1日（（2）②以外）

※新たな自動車整備士技能検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する

（最短で令和9年3月（一級の試験は令和10年3月））

【問い合わせ先】

自動車局整備課 高久、佐藤、明石 （代表）:03-5253-8111（内線 42414、42415）